

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第46号) 平成26年1月1日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

私にとっての今年最大のニュースは測定を始めてから一度も正常値に下がったことのないγ-GTPが、今年になって始めたランニングのせいで正常値になったことだと思っていました。ところが年末になって、クリスマスイブに長男翔に長男が生まれました。名前は、聖（みずき）ですが、完全な当て字です。田原家の7代目の誕生で、γ-GTPはすっかり霞んでしまいました。聖はクリスマスイブに生まれましたが、父親の翔はクリスマスの翌日に生まれています。二人の誕生日とクリスマスをまとめてパーティーで済まされたら可哀想だなと心配しています。因みに二男の駿は、お釈迦様と同じ日に生まれています。

そこで本年は、当事務所創立25周年記念事業として、ハーフマラソン大会を完走し、スーパーお爺ちゃんを目指します。そのため、1月には萩石見空港マラソンに次いで制限時間の緩い武庫川新春ロードレースに出場し、それでも制限時間以内でゴールできなかった場合に備えて、2月には制限時間のない人吉春風マラソンにすることになっています。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

県庁所在地を定める条例について

私の住む島根県は東西155.45kmと異様に細長い県ですが、更に異様なのは県庁が東の端から約29kmの位置にあるということです。これでは県庁から遠方の市町村に住む住民は不便だけでなく、時間的にも金銭的にも多大な負担を強いられます。

県庁、すなわち都道府県の事務所の位置は、地方自治法4条1項により条例で定めることになっています。そして、同法4条2項では、事務所の位置を定めるにあたっては、住民の最も便利であるように、交通の事情等について適当な配慮を払わなければならないとされています。ところが島根県の事務所の位置は、松江市民を初めとする出雲地区の住民にとっては最も便利であっても、益田市民を初めとする石見地区の住民や隠岐地区の住民には最も不便なものとなっています。地方自治法にいう住民とは、出雲地区の住民だけを意味することはありえませんが、島根県の事務所の位置を定めた条例は地方自治法4条2項に反する疑いが極めて高いと言えます。

更に、日本国憲法14条は法の下での平等を定めており、国会の議員定数不均衡問題で相次いで違憲（状態）判断がなされておりますように、立法は国民に不公平をもたらさないようになされなければなりません。島根県の事務所の位置を定める条例は、憲法違反の疑いが極めて濃いものであると言えます。誰か、この条例の違憲を裁判で訴えてくれる人はいないかと期待しています。

なお、地方自治法4条3項では、都道府県の事務所の位置を定める条例を改正するには、県議会で出席議員の3分の2以上の多数で決議しなければならないとされています。県庁の位置を変更する手段がある以上、石見地区選出の県議会議員が中心となって、条例の改正を行ってほしいものです。

当事務所の業務開始は1月6日（月）です。

当事務所では12月28日（土）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）または代表者個人の携帯電話（090-7130-9543）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。